# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22, 104, 170	流動負債	7, 321, 339
現金及び預金	6, 203	業務未払金	3, 377, 913
完成業務未収入金	15, 872, 219	リース債務	11,644
契約資産	1, 036, 615	未払金	712, 901
商品	567, 390	未払費用	152, 995
リース投資資産	171, 355	未払法人税等	1, 066, 062
未収金	38, 730	未払消費税等	978, 835
短期貸付金	4, 264, 898	契約負債	7, 699
前払費用	150, 803	前受金	41, 294
その他	12, 457	預り金	37, 828
貸倒引当金	$\triangle 16,505$	賞与引当金	691, 464
		完成業務補修引当金	35, 400
固定資産	3, 053, 297	損害賠償損失引当金	206, 020
有形固定資産	520, 264	その他	1, 279
建物	303, 587	固 定 負 債	2, 153, 531
構築物	4, 957	長期未払金	24, 798
機械装置及び運搬具	1, 088	リース債務	14, 438
器具及び備品	134, 758	退職給付引当金	2, 112, 807
土地	50, 092	その他	1, 486
建設仮勘定	25, 780	負債 合計	9, 474, 870
無形固定資産	328, 921	(純資産の部)	
ソフトウェア等	223, 971	株主資本	15, 682, 597
ソフトウェア仮勘定	104, 950	資本金	50, 000
投資その他の資産	2, 204, 111	資本剰余金	715
投資有価証券	70, 484	資本準備金	715
関係会社株式	219, 264	利益剰余金	15, 631, 881
リース投資資産	37, 242	利益準備金	11, 784
長期前払費用	65, 077	その他利益剰余金	15, 620, 097
差入保証金・敷金	527, 302	別途積立金	4, 800, 000
繰延税金資産	1, 244, 339	繰越利益剰余金	10, 820, 097
その他	40, 400	純資産 合計	15, 682, 597
資産 合計	25, 157, 468	負債・純資産合計	25, 157, 468

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
    - ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
    - ② その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により 算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに 2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法

によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と 同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産 ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (リース資産を除く) (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係わるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用してお

ります。

(4) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に 規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を

検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計

上しております。

(3) 完成業務補修引当金 引渡済設計図の補修支出に備えるため、その支出見込額を過去の実績

を基礎にして計上しております。

(4) 損害賠償損失引当金 設計成果物のかしに係る賠償請求の支出に備えるため、その支出見込

額を計上しております。

(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付支給に備えるため、当期末における退職給付債務の

見込額に基づいて、当事業年度末において発生していると認められる

額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額と当年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、

それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、鉄道を基軸とした総合技術コンサルタンツとして、調査・計画、設計、メンテナンス、ICT等に関するコンサルタント事業を行っております。これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。当社は顧客に対して、コンサルティングを提供する履行義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積ることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

#### 5. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の修正額

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、当期末の一時差異のうち、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率を34.60%から35.43%に変更しております。

この変更に伴い、従来の法定実効税率を適用した場合に比べ、繰延税金資産の純額が18,291千円増加するとともに、法人税等調整額が同額減少しております。